

春日井市地域生活支援拠点空床保証事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域生活支援拠点の機能を担う事業者（以下「事業者」という。）の経営の安定化を図るため、指定短期入所事業所の空床の確保を保証する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害者のうち、市内に居住するものをいう。
- (2) 地域生活支援拠点 地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次の機能を備えるものをいう。
 - ア 相談 緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
 - イ 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病若しくは障害者の状態変化等の緊急時の受け入れ又は医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
 - ウ 専門的人材の確保・養成 医療的なケアが必要な者、行動障害を有する者又は高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の育成を行う機能

エ 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉法人であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域生活支援拠点として整備された施設を設置しており、事業所の運営規程において地域生活支援拠点であることを定めていること。
- (2) 市内に事業所を有すること。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第5条第8項に規定する短期入所事業を行う施設（以下「補助対象施設」という。）において、障害者の緊急時の受け入れ又は体験入居のために空床の確保を保証するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1人1日につき11,917円に空床を確保した日数及び100分の80.1を乗じて得た額とする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の12月31日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第10条の規定により補助金額の確定を通知した後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づいて交付する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告は、補助事業等実績報告書に補助対象施設における補助事業の実施が確認できる書類を添えて、全ての補助事業の完了の日から

30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金調書の整備)

第10条 事業者は、当該事業に係る関係書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和7年4月1日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。